

補助金調書

補助金名	緑化対策事業補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局 みどりのまち推進部 みどり推進課 (TEL 092-711-4424)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	民有建築物の屋上・壁面の緑化を行う者	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の市税を滞納していない者であること。 ・補助対象者(法人の場合は役員を含む)が暴力団員でないこと。 				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成14年度	経過年数	13年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>都市環境の改善と建物の省エネルギー化を実現するため、市民や企業による屋上・壁面緑化の自発的な取組に対し、整備費用を助成する。 市街化区域内の建築物及び壁面において一定基準以上の緑化を行うものを補助の対象とする。</p> <p>以下の補助基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 500㎡以上 ・緑化面積 屋上緑化:50㎡以上 壁面緑化:10㎡又は10m以上 (つる性植物の場合1mあたり3本以上) ・法令等による緑化義務が課せられている場合は、それを超える部分を補助対象とする。 				
補助金の終期	平成28年度	延長回数	0回		
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>以下の事業費の2分の1以内の金額で、100万円以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化 緑化面積1㎡につき20,000円以内とし、芝やセダム類、及びパレット等薄層基盤 ・その他 材によるものは、緑化面積1㎡につき10,000円以内 ・壁面緑化 延長1m又は面積1㎡につき10,000円以内(上限50万円) 壁面登はん具等を用いない場合は、延長1mにつき1,000円以内(上限50万円) 				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	700 千円	0 千円	250 千円	315 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度は助成実績なし。				
補助金交付 による効果	新たな緑地を確保することが難しい市街化区域内において、建物の屋上・壁面は市内の緑地面積を増やす上で有効なスペースであるが、屋上・壁面緑化は初期費用が大きく、事業者にとって大きな負担となっている。本補助金によって事業費の一部を助成することにより、事業者の負担を軽減する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。